

シノケンでんき重要事項説明書

本書面は、電気事業法第2条の13第2項に基づき契約の内容を事前に説明する書面です。

1 契約について

利用料金	料金に関する事項は、シノケンでんき電力供給約款(低圧)(以下、「供給約款」といいます。)をご参照ください。
最大容量	最大容量は、6kVA未満となります。
供給電圧および周波数	供給電圧は、低圧100V/200Vです。 周波数は、60Hzです。
供給開始予定日	一般送配電事業者の行うべき手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。この手続きには、スマートメーターへの切替工事も含まれます。この場合、当社はお客様との協議をすることなく、お客様に供給を開始することのできる最短の日程にてお客様に電気の供給を開始することが出来るものとします。 その他、供給開始に影響を及ぼす事項については、供給約款をご参照ください。 なお、具体的な供給開始日は、シノケンでんき契約締結後交付書面にてお知らせいたします。
契約期間と契約の更新	・電力小売供給契約は、お客様からの申込みに当社が承諾したときに成立いたします。なお、お客様の申込みが当社に到達した時点で、当社は申込みを承諾したものとみなします。 ・契約期間は、電力小売供給契約が成立した日(当日を含みます。)を始期、料金適用開始の日以降1年目の日(当日を含みます。)を終期といたします。 ・契約期間満了に先立ってお客様から電力小売供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
お申込み方法	供給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

2 料金の算定およびお支払い

電気料金の適用開始時期	料金は供給開始の日から適用いたします。
使用電力量の計量と電気料金の算定	・一般送配電事業者が計量した使用電力量に基づき、供給約款記載の料金表にて電気料金を算定いたします。 ・計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、供給約款別表3を基準として、お客様との協議によって決定いたします。 ・料金の算定期間は、一般送配電事業者が行った前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。 ・上記において、一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合は、検針日を計量日と読み替えるものといたします。
日割計算	電気の供給を開始または契約が終了し、または契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更により、料金に変更があった場合、当該料金については日割計算をいたします。
電気料金以外の費用	・お客様が新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客様にその負担金をお支払いいただきます。なお、申込み時にスマートメーターへの切替が発生する場合、切替にかかる費用は無料です。 ・契約の終了または変更に伴い一般送配電事業者から当社に工事費の清算を求められた場合は、お客様は当社にその精算金をお支払いいただきます。 ・電気料金または上記費用等を当社が指定した金融機関を通じての払い込みによりお支払いいただく場合、払い込みにより発生する手数料等はお客様にご負担いただきます。 ・お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の所有する電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について修理が可能である場合は修理費相当額を当社にお支払いいただき、その設備について亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価格と取替工費の合計額を当社にお支払いいただきます。 ・供給設備の一部または全てを施設した後、お客様の都合によって供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまにお支払いいただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかつたときであっても、測量監督等に費用を要したときはその実費をお支払いいただきます。 ・お客様の責に帰すべき事由により保安上の危険が発生した場合、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合、または低圧電力で電灯又は小型機器を使用された場合により、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた額の3倍に相当する金額を違約金としてお支払いいただきます。違約金の詳細については、供給約款をご参照ください。
お支払い方法	・お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により、お支払いいただきます。なお、お客様には当社が指定した様式によりあらかじめお客様が指定する口座を当社に申し出ていただきます。 ・事前に当社が指定した様式にて申し出をいただき、当社が承諾した場合に限り、当社が指定した金融機関等を通じて払い込みによりお支払いいただけます。なお、払い込みにより発生する手数料等はお客様にご負担いただきます。
お支払の期日	電気料金は、毎月27日をお支払い期日とし、当月分を翌々月にお支払いいただきます。
延滞利息	延滞利息は、その算定となる料金から消費税相当額を差し引いた金額に年14.6%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定した金額とします。

3 当社からの申し出による契約の解約

お客様が、次のいずれかに該当する場合には、当社は電力小売供給契約を解約する場合があります。なお、この場合には、解約日の15日前までにその旨をお客さまに通知いたします。
(1)当社が指定する支払期限日までに電気料金を支払っていないだけない場合
(2)当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。)における債務を期日までに履行しない場合
(3)供給約款記載の電気料金以外の債務(延滞利息や工事費負担金等)を履行しない場合
(4)お客様の責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
(5)需要場所内的一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損失を与えた場合
(6)一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
(7)契約した負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
(8)電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
(9)供給約款第21条(需要場所への立ち入りによる業務の実施)に際して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否した場合
(10)供給約款第22条(電気の使用にともなうお客様の協力)によって必要となる措置を講じられない場合
(11)仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
(12)破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあつた場合
(13)支払停止の状態に陥った場合
(14)手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
(15)その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
(16)お客様が当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
(17)供給約款および一般送配電事業者の託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合

4 お客様からのお申し出による契約の変更、終了

契約の終了または変更をご希望の場合には、当社お問合せ窓口までご連絡ください。

なお、退去に伴い供給契約を解除される場合は、3営業日前までに上記お問合せ先にご連絡ください。ご連絡いただけない場合、退去後にも電気料金が発生いたします。

ただし、お客様が電気小売供給契約終了のご連絡をせずに電気のご利用場所から移転される等により電気を使用されていないことが明らかになった場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気小売供給契約が終了するものといたします。なお、この場合、当社はお客様への事前の通知を行わないものとします。

5 記載等約款の遵守

お客様の土地、または建物への立入りによる業務の実施	計量器の確認や、法令で定める保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由が無い限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
保安に対するお客様の協力	お客様が、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社および一般送配電事業者にご連絡くださいますようご協力ををお願いいたします。詳細は、供給約款41(保安等に対するお客様の協力)をご確認ください。 ・電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状、もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合 ・お客様の電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがある場合

6 お引越し等により、新たに電気のご利用を開始されたお客様

当社へのお申込みに先んじて新たな入居先で既に電気を使い始めている場合で、かつ他の小売電気事業者にお申込みをされていない場合には、実際の電気のご使用開始日を必ずご申告ください。申告のご使用開始日が供給開始日となります。

7 他の小売電気事業者からのご契約切替のお客さま

お客様と現在契約されている小売電気事業者との契約内容によっては、他の小売電気事業者の契約を解除することにより、違約金発生等お客様への負担や不利益が発生する場合がございます。詳しくは、他の小売電気事業者にご確認ください。

8 契約の締結・更新・変更時の説明および書面交付について

電気事業法および小売電気事業の登録の申請等に関する省令に規定する説明するべき供給条件に関する事項または交付すべき書面について、次の内容を予めご承諾していただきます。

- 当社は、書面による交付に加えて、電子メール等の電磁的方法を用いることがあります。
- ご契約の延長時においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾していただきます。

9 その他

- 当社は、供給約款を変更することができます。この場合には、電気を小売するときの供給条件電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、予め変更後の本約款等および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせいたします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の約款をご参照ください。
- 当社は、電気料金を改定する場合があります。料金改定を行う場合も上記約款変更の場合とします。
- 当社の責めとならない理由によりお客様が受けた損害については、当社は賠償の責めを負いません。
- 当書面に記載のない事項の取扱いについては、供給約款をご参照ください。

10 個人情報の取り扱いについて

当社は、個人情報を適正に取り扱い、お客様の権利利益の保護を図ることが重要な社会的責務であると考え、個人情報の取扱いについて定められた法令、関係省庁のガイドライン、社内規定その他の規範を重視し、個人情報を適切に取扱ってまいります。

また、当社は、お客様の個人情報を、電気の需給契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う目的で利用いたします。

11 クーリングオフ制度について

お客様が、訪問販売および電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により、無条件で申込みの撤回を行うこと(以下、クーリングオフといいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その代金が3,000円未満のときは、クーリングオフはできません。

お問合せ窓口

電話番号 092-714-0115

受付時間 9:00～18:00(土日・祝日除く)

※上記時間以外においても、緊急(停電等)の場合には、上記電話番号より24時間年中無休にて受け付けます。なお、電気料金および契約に関するお問合せについては、受付時間中のみの対応とさせていただきます。予めご了承ください。

小売電気事業者

商号 株式会社エスケーエナジー
住所 福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号
小売電気事業者登録番号 A0396